

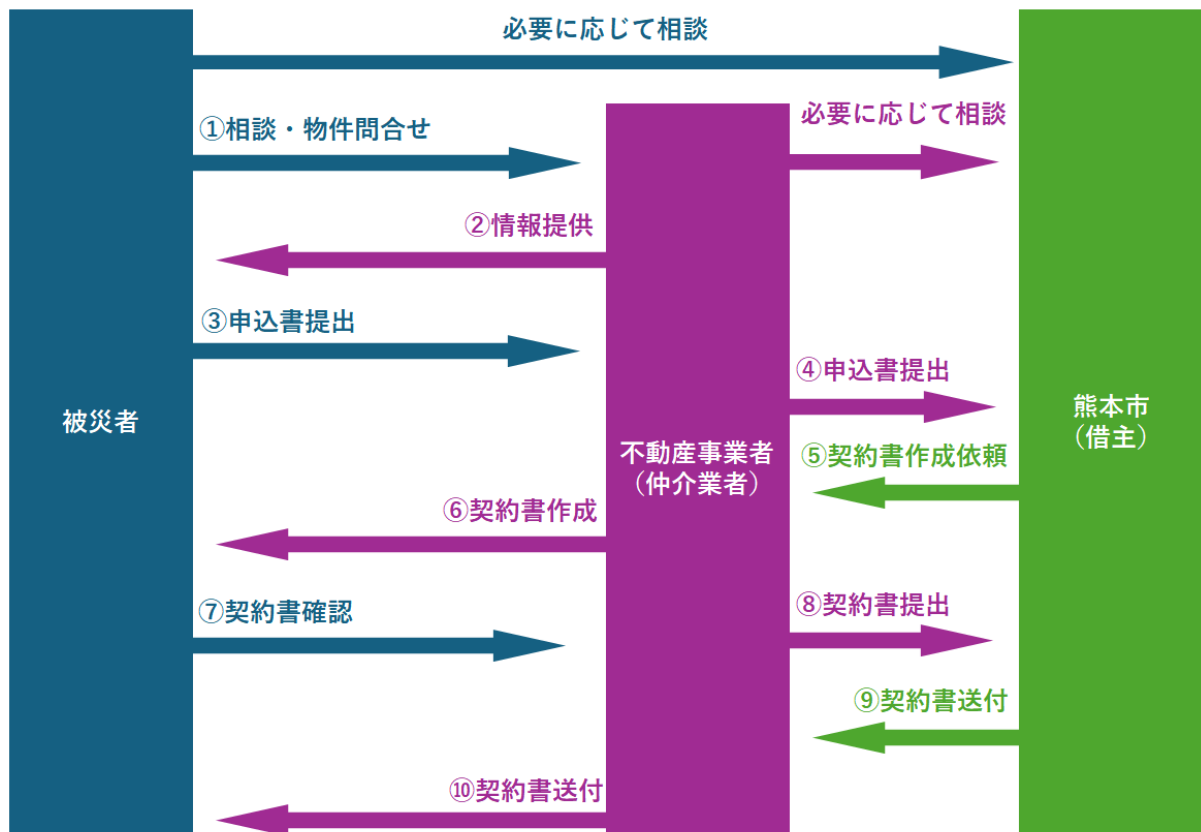
令和8年熊本地震によって お住まいに被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

住宅を失った方などを対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供します。

具体的には、「被災者」と「熊本市（借主）」と「物件所有者（貸主）」の三者で「定期建物賃貸借契約」を締結し、一定期間熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。

【手続きの流れ】



- ① 不動産事業者（仲介業者）に問い合わせ、熊本市が実施する賃貸型応急住宅（みなし仮設）供与事業に伴う賃貸住宅の紹介依頼であることを伝え、物件の紹介を受けてください。
- ②～④ 物件を選定後、申込書等（P4の6を参照）を作成いただき、ご提出ください。
- ⑤ 申込書等の審査で適当と認められた場合は、仲介業者に契約書作成依頼(通知)を行います。
- ⑥～⑧ 仲介業者から契約書の作成について連絡があります。
仲介業者を通じて、契約書等を作成し、提出してください。
- ⑨～⑩ 仲介業者を介し、申込者と貸主に契約書等をお送りいたします。

【お問合せ先】 熊本市役所 9 階 住宅政策課 総務企画班 電話：096-328-2989

賃貸型応急住宅供与事業の概要

1 入居対象者の要件（いずれにも該当）

次の（１）から（４）の要件を全て満たす方が対象となります。

- （１）災害発生の日時点において、熊本市に居住する者
- （２）当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 1. 当該災害による住居の全壊、全焼又は流出により居住する住宅がない者
 2. 住家が「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む）であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
 3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
 4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が１か月を超えることが見込まれる者
※応急修理を申し込み済みであることを確認します。
※応急修理完了後は速やかに退去していただきます。
- （３）他に居住できる住宅がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
※持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと
- （４）災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

2 賃貸型応急住宅の条件

次の（１）から（３）の条件の全てに該当する熊本県内の民間賃貸住宅が対象となります。

- （１）１か月当たりの賃料が住居への入居人数に応じて定める範囲内である住宅

※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません。

住居への入居人数	賃料	
１人（単身）の世帯	月額	５万５千円以内
２人世帯	月額	６万５千円以内
３～４人の世帯	月額	９万５千円以内
５人以上の世帯	月額	１３万円以内

※小学校入学年齢に達しない未就学児は、入居人数に含めません。ただし、未就学児が２人以上の場合は、１人あたり０.５人（小数点以下四捨五入）として換算します。

（例）未就学児１人→０人、未就学児２人→１人、未就学児３人→２人、未就学児４人→２人

- （２）市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅

- （３）新耐震基準で建設（昭和５６年６月１日以降に着工）された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

3 費用負担

(1) 市の負担

項目	内容
賃 料	P2の2（1）の通り
共益費 (管理費)	借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。 ※主にマンションの場合で共益費のことを管理費と呼んでいる場合は管理費とする。
退去修繕負担金 (敷金)	家賃の2か月分以内 ※退去時における原状回復（通常損耗、経年劣化を含む）に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。
礼 金	家賃の1か月分以内
仲介手数料	家賃の0.55か月分以内
鍵交換費	実負担額 ※通常徴収している額であり、社会通念上必要な金額を限度とする
損害保険料	損害保険料は、熊本市が包括契約に基づき加入する。 ※家財保険は含まない。

(2) 入居者の負担

光熱水費その他専用設備に係る使用料、入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費、駐車場料金、ペット飼育料、自治会費等

4 入居期間

入居日から2年以内

※応急修理制度を併用する場合は、応急修理を申し込んだ日から原則6か月以内の入居期間となります。

※入居期間の期限を待たずに恒久的住宅の確保を果たした場合、応急修理が完了した場合は、速やかに退去する必要があります。

※先に賃貸型応急住宅の提供を受けた方は、応急修理制度を活用することはできません。

5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

令和8年7月28日以降、既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合でも、P2の1「入居対象者の要件」とP2の2「賃貸型応急住宅の条件」に適合し、貸主の同意が得ることができれば、「被災者」と「熊本市（借主）」と「物件所有者（貸主）」の三者契約を締結することにより、入居日に遡って本事業の対象とすることができます。

ただし、仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については遡及できません。

6 提出書類

■申し込み時■

【必要な書類】

- ① 「熊本市賃貸型応急住宅入居申込書」 (様式第 1 号)
- ② 「誓約書」 (様式第 2 号)
- ③ 「同意書」 (様式第 3 号) または、「確約書」 (様式第 4 号)
- ④ 「申出書」 (様式第 5 号)

【①～④に加え状況に応じて必要な書類】

a. ＜住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方＞

○り災証明書の写し

※り災証明書がお手元がない方のうち、被災住宅の写真により、一見して「全壊」である旨が確認できるなどの場合は、り災証明書の提出を省略し、事後の提出可

b. ＜住家が「半壊」(「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む)であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う方＞

○り災証明書の写し

○住家を解体することが確認できる書類

c. ＜二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方＞

○住民票など居住実態がわかるもの

(住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし)

d. ＜住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が 1 か月を超えることが見込まれる方＞

○り災証明書の写し

○応急修理の申込書の写し

○修理期間が 1 か月を超える見込みであることが確認できる書類

e. ＜既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方＞

○「切替契約に係る同意書」 (様式第 6 号)

○現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し

○上記の a～d に状況に応じて必要となる書類

HP はこちら

【お問合せ先】

熊本市役所 9 階住宅政策課 総務企画班 電話：096-328-2989

